【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年４月26日
【会社名】	日鐵商事株式會社
【英訳名】	NIPPON STEEL TRADING CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 今久保 哲大
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町二丁目２番１号
【電話番号】	(03)6225-3505
【事務連絡者氏名】	財務部 経理チームリーダー 岩田 博
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町二丁目２番１号
【電話番号】	(03)6225-3505
【事務連絡者氏名】	財務部 経理チームリーダー 岩田 博
【縦覧に供する場所】	日鐵商事株式會社 大阪支店 (大阪市中央区今橋四丁目１番１号) 日鐵商事株式會社 名古屋支店 (名古屋市中村区名駅南二丁目13番18号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町２番１号)

1【提出理由】

当社は、平成25年４月26日開催の取締役会において、当社と住金物産株式会社（以下、「住金物産」）が合併（以下、「本合併」）することを決議し、同日付で合併契約（以下、「本合併契約」）を締結致しましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第７号の３の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

１．本合併の相手会社に関する事項

（１）商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

（平成24年３月31日現在）

商号	住金物産株式会社
本店の所在地	大阪府大阪市西区新町一丁目10番９号
代表者の氏名	代表取締役社長 岡田充功
資本金の額	12,335百万円
純資産の額	（連結）65,491百万円
	（単体）50,507百万円
総資産の額	（連結）370,268百万円
	（単体）297,973百万円
事業の内容	鉄鋼、産機・インフラ事業、繊維、食糧

（２）最近３年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

（連結）

	平成22年３月期	平成23年３月期	平成24年３月期
売上高（百万円）	757,185	790,900	807,245
営業利益（百万円）	8,796	10,257	13,529
経常利益（百万円）	8,425	11,736	12,408
純利益（百万円）	4,591	5,748	7,199

（単体）

	平成22年３月期	平成23年３月期	平成24年３月期
売上高（百万円）	639,910	675,625	677,334
営業利益（百万円）	8,115	8,282	10,066
経常利益（百万円）	9,400	9,258	11,255
純利益（百万円）	4,693	5,378	6,263

（３）大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

（平成24年９月30日現在）

氏名又は名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合(%)
住友金属工業株式会社	38.2
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	3.9
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3.5
共英製鋼株式会社	2.1
エア・ウォーター株式会社	1.2

（注）１ 住友金属工業株式会社は、平成24年10月１日付にて新日本製鐵株式會社と経営統合し、新日鐵住金株式会社となっております。

２ 上記のほか、住金物産は自己株式（1.6%）を保有しております。

（４）提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	両社はともに新日鐵住金株式会社の持分法適用会社です。 なお、両社間には記載すべき資本関係はありません。
人的関係	両社間には記載すべき人的関係はありません。
取引関係	鉄鋼等の一部の製品について、両社間で取引関係があります。

２．本合併の目的

両社がこれまで事業を行ってきた鉄鋼、繊維、食糧、原燃料、機械、インフラ事業等の各事業分野、特に鉄鋼事業分野では外部環境が急速に変化しており、今後ますます競争が激しくなっていくことが予想されます。

かかる状況下において両社はそれぞれ成長・発展の道を模索して参りましたが、経営統合により、両社がこれまで培ってきた経営資源を結集し、新日鐵住金グループを背景に、上記のコア事業を複合的に展開する商社として、持続的成長を目指していくことで合意致しました。新しい統合会社は一体となってお客様目線を徹底し、経営資源の有効活用を図ることで事業効率を高めるとともに、お客様及び市場のニーズに即したグローバル戦略を加速し、販売力の強化と顧客基盤・市場基盤の拡大を図って参ります。

３．本合併の方法、本合併に係る割当ての内容、その他の本合併契約書の内容

（１）本合併の方法

両社は、本合併を吸収合併の方式により実施致します。また、両社の株主利益に適うよう諸事情を勘案し総合的に判断を行い、本合併の手続き上、当社を吸収合併存続会社、住金物産を吸収合併消滅会社と致します。

（２）本合併に係る割当ての内容

	当社	住金物産
本合併に係る割当ての内容	１	１．０８

（注）１ 本合併により交付する当社の株式数：普通株式：174,789,476株(予定)
（なお、本合併により交付する株式数は、住金物産の自己株数の変動等により、今後修正される可能性があります。）

２ 住金物産の株式１株に対して、当社の株式1.08株を割当て交付します。ただし、住金物産が保有する自己株式2,691,986株（平成25年３月31日現在）については、本合併による株式の割当ては行いません。

３ 単元未満株式の取扱い
本合併に伴い、当社の単元未満株式（1,000株未満の株式）を保有することになる住金物産の株主の皆様は、当社の普通株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。なお、金融商品取引所において単元未満株式を売却することはできません。

①単元未満株式の買取制度（1,000株未満株式の売却）
会社法第192条第１項の規定に基づき、当社の単元未満株式を保有する株主の皆様が、当社に対してその保有する単元未満株式を買い取ることを請求することができる制度です。

②単元未満株式の買増制度（1,000株への買増し）
会社法第194条第１項及び当社の定款の規定に基づき、当社の単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式の数と併せて１単元（1,000株）となる数の普通株式を当社から買い増すことを請求することができる制度です。
現時点では当社は単元未満株式の買増制度を採用しておりませんが、平成25年6月21日に開催予定の当社の定時株主総会で定款変更議案が承認されることを条件に当社の単元未満株式の買増制度を新設させていただく予定です。

４ 本合併に伴い、当社の株式１株に満たない端数の割当てを受けることとなる住金物産の株主の皆様に対しては、会社法第234条その他関係法令の定めに従い、１株に満たない端数部分に応じた金額を現金でお支払い致します。

（３）その他の本合併契約書の内容
別紙１「合併契約書」をご参照ください。

４．本合併に係る割当ての内容の算定根拠等
別紙２「合併比率の算定根拠等」をご参照ください。

５．本合併の後の吸収合併存続会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	日鉄住金物産株式会社
本店の所在地	東京都港区赤坂八丁目5番27号
代表者の氏名	代表取締役社長 宮坂 一郎
資本金の額	12,335百万円
純資産の額	現時点では確定しておりません。
総資産の額	現時点では確定しておりません。
事業の内容	鉄鋼、繊維、食糧、原燃料、機械、インフラ事業等

以 上

別紙１

合併契約書

住金物産株式会社（以下「甲」という。）及び日鐵商事株式會社（以下「乙」という。）は、甲と乙との合併（以下「本合併」という。）に関し、平成25年4月26日（以下「本契約締結日」という。）、以下のとおり合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第１条（当事会社及び合併の方法）

１．甲及び乙は、乙を吸収合併存続会社、甲を吸収合併消滅会社として合併する。

２．本合併に係る吸収合併存続会社である乙及び吸収合併消滅会社である甲の商号及び住所は、次のとおりである。

（１）吸収合併存続会社

商号：日鐵商事株式會社

住所：東京都千代田区大手町二丁目2番1号

（２）吸収合併消滅会社

商号：住金物産株式会社

住所：大阪府大阪市西区新町一丁目10番9号

３．本合併がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）以降の吸収合併存続会社の商号は、日鉄住金物産株式会社とする。また、本店は東京都港区に置く。

第２条（本合併に際して交付する株式の数及びその割当に関する事項）

１．乙は、本合併に際して、甲の株主（甲及び乙を除く。）に対して、その有する甲の株式に代わる金銭等として、本合併が効力を生ずる時点の直前時の甲の各株主（甲及び乙を除く。）が保有する甲の普通株式の合計数に1.08を乗じて得た数の乙の普通株式を交付する。

２．乙は、本合併に際して、本合併が効力を生ずる時点の直前時の甲の各株主（甲及び乙を除く。）に対して、その有する甲の普通株式１株につき、乙の普通株式1.08株の割合をもって乙の普通株式を割り当てる。

第３条（本合併により増加する資本金及び準備金の額）

本合併により増加する乙の資本金の額及び合併後の資本金の額は次のとおりとし、資本準備金及び利益準備金の額は増加させない。但し、効力発生日に至るまでの間における事情の変更により、甲及び乙が協議し、合意の上、これを変更することができる。

増加する資本金：35億85百万円　　合併後の資本金：123億35百万円

第４条（効力発生日）

効力発生日は、平成25年10月1日とする。但し、合併手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙が協議し、合意の上、効力発生日を変更することができる。

第５条（合併承認総会）

甲及び乙は、効力発生日の前日までに、それぞれ株主総会（以下「合併承認総会」という。）を開催し、本契約の承認及び本合併に必要な事項に関する承認を求めるものとする。

第６条（本合併に際して就任する取締役及び監査役）

１．本合併に際して新たに乙の取締役及び監査役に就任すべき者（以下「本合併新任役員」という。）は、以下のとおりとする。但し、本合併新任役員の就任の時期は効力発生日とする。

取締役：宮坂一郎、岡田充功、江口恒明、鎌田健治、霜鳥悦功、栗田啓二、竹田政晴、天谷雅俊
監査役：新屋敷信幸、渡部毅

２．効力発生日の前日の乙の取締役及び監査役のうち、効力発生日以降も乙の取締役及び監査役の任に就く者（以下「本合併継続役員」という。）は、以下のとおりとする。
取締役：樋渡健治、山口和夫、玉川明夫、植村明男、上総諭、今久保哲大
監査役：今林靖博、小倉良弘、竹内豊

３．乙は、乙の合併承認総会において、本合併の効力が生じることを停止条件として本合併新任役員を効力発生日付で乙の取締役及び監査役に選任する旨の議案を上程し、その承認を求めるものとする。

第７条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結日以降効力発生日に至るまでの間、善良なる管理者としての注意をもって通常の業務の範囲内で、それぞれの業務の執行及び財産の管理・運営を行い、重要な資産の処分又は債務若しくは責任の負担その他その事業に重大な影響を与える行為をする場合には、相手方当事者の事前の書面による承諾を得なければならない。

第８条（剰余金の配当限度額）

１．甲は、平成25年3月31日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、法令に基づく分配可能額の範囲内で、甲の株主総会の決議に基づき、普通株式１株当たり８円、総額1,294,736,864円を上限とする金銭による剰余金の配当をすることができる。

２．乙は、平成25年3月31日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、法令に基づく分配可能額の範囲内で、乙の株主総会の決議に基づき、普通株式１株当たり4円、総額538,098,344円を上限とする金銭による剰余金の配当をすることができる。

第９条（中間配当の限度額）

１．甲は、平成25年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、法令に基づく分配可能額の範囲内で、甲の取締役会の決議に基づき、普通株式１株当たり6円、総額971,052,648円を上限とする金銭による剰余金の配当をすることができる。

２．乙は、平成25年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、法令に基づく分配可能額の範囲内で、乙の取締役会の決議に基づき、普通株式１株当たり5円、総額672,622,930円を上限とする金銭による剰余金の配当をすることができる。

３．本条第1項に基づき、甲による剰余金の配当が行われる場合、乙は、本合併の効力発生日において、甲の当該配当金の支払義務を承継するものとし、本条第１項の株主に対し当該配当金の支払を行うものとする。

第10条（乙の株式の上場維持）

甲及び乙は、本合併に際し、乙の普通株式の東京証券取引所市場第一部での上場を維持するために必要な手続をとるものとする。

第11条（役員退職慰労金）

１．乙は、本契約締結日現在の乙の取締役又は監査役のうち、本合併継続役員以外の者でかつその在任期間に対応する退職慰労金の支払を受けていない者に対して、乙の平成　18年6月28日開催の株主総会における決議に基づき、退職慰労金を支払う。

２．乙は、本契約締結日現在の甲の取締役又は監査役（本合併新任役員か否かを問わない。）のうち、その在任期間に対応する退職慰労金の支払を受けていない者に対して、甲の平成20年6月24日開催の株主総会における決議に基づき、本合併の効力発生日以降に、退職慰労金を支払う。

第12条（合併条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結日以降効力発生日に至るまでの間に、本契約に従った本合併の実行の支障となりうる重大な事象が発生又は判明した場合（本契約締結時に既に判明していた事象について、本契約締結後に重大であると判明した場合、及び公正取引委員会その他官公署から本合併に関し重大な条件が付された場合を含む。）には、甲及び乙は、速やかに誠実に協議し合意の上、本契約を変更又は解除することができるものとする。

第13条（本契約の効力）

本契約は、第5条に定める甲又は乙の合併承認総会において、本契約につき承認が得られなかった場合又は前条に従い本契約が解除された場合にはその効力を失う。

第14条（協議事項）

本契約に定めるもののほか、本合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙で協議の上、これを定めるものとする。

本契約の締結を証するため、本契約を２通作成し、甲及び乙記名捺印の上、各１通を保有する。

平成25年4月26日

甲：大阪府大阪市西区新町一丁目10番9号
住金物産株式会社
代表取締役社長　岡田 充功

乙：東京都千代田区大手町二丁目2番1号
日鐵商事株式會社
代表取締役社長　今久保 哲大

別紙２

合併比率の算定根拠等

（１）算定の基礎

住金物産及び日鐵商事は、本合併に用いられる合併比率の算定に当たって公正性・妥当性を期すため、それぞれが独立した第三者算定機関に合併比率の算定を依頼し、それぞれ合併比率算定書を受領致しました。住金物産は第三者算定機関としてＳＭＢＣ日興証券株式会社（以下「ＳＭＢＣ日興証券」という。）を起用し、日鐵商事は第三者算定機関として野村證券株式会社（以下「野村證券」という。）を起用致しました。

ＳＭＢＣ日興証券は、両社普通株式それぞれについて市場株価が存在していることから市場株価法による算定を行うとともに、両社についてディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」という。）による算定を行いました。なお、下記の合併比率のレンジは、住金物産の普通株式１株に割り当てられる日鐵商事の普通株式数の算定レンジを記載したものです。

採用手法	合併比率の算定結果
市場株価法	1.06～1.08
DCF 法	1.03～1.40

なお、市場株価法については、平成25年4月25日を算定基準日として、算定基準日から遡る１ヶ月間及び３ヶ月間の終値平均株価を採用致しました。

また、ＳＭＢＣ日興証券は、下記（５）「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、住金物産の取締役会からの依頼に基づき、平成25年4月26日付にて、下記の前提条件その他一定の前提条件及び免責条件のもとに、本合併比率が、住金物産の株主にとって財務的見地から妥当である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を住金物産に提出しております。

ＳＭＢＣ日興証券は、フェアネス・オピニオンを述べるにあたり、また、その基礎となる合併比率の算定を行うにあたり、検討された財務情報又は財務予測を含め、住金物産及び日鐵商事のいかなる情報（一般に公開され入手可能であるか、住金物産又は日鐵商事から提供されたかを問いません。）についても、その正確性及び完全性について独自に検証する責任を負っておらず、また独自に検証しておりません。したがって、ＳＭＢＣ日興証券は、意見を述べるにあたって、また、その基礎となる合併比率の算定を行うにあたり、あらゆる情報が全て正確かつ完全であることを前提とし、その正確性及び完全性に依拠しています。ＳＭＢＣ日興証券は、住金物産及び日鐵商事の重要な情報が全て適切に開示され、かつ住金物産及び日鐵商事の市場株価が住金物産及び日鐵商事の重要な情報を全て適切に反映していること、並びに住金物産及び日鐵商事の市場株価に悪影響を及ぼす可能性のある未公表又は未開示の情報が存在しないこと、並びにＳＭＢＣ日興証券に提供された最新の財務諸表及び事業計画の作成の日付以降、住金物産及び日鐵商事並びにそれらの関係会社の資産、財務状況、事業又は将来予測に重大な影響を及ぼす状況の変化はないことを前提としております。また、ＳＭＢＣ日興証券は住金物産及び日鐵商事のいかなる資産又は負債の独自の評価又は査定も行っておりません。さらに、本合併による住金物産及び日鐵商事に対する財務的影響の分析及びその予測を含め、住金物産及び日鐵商事からＳＭＢＣ日興証券に提供され、その分析に利用された財務予測について、ＳＭＢＣ日興証券は、それらが合理的な根拠に基づいて作成されており、かつ住金物産又は日鐵商事の入手可能な予測及び判断を反映したものであることを、住金物産の同意に基づき、前提としております。ＳＭＢＣ日興証券の意見及び算定は、住金物産の株主に対して本件に関して株主権の行使その他の関連する事項について何ら推奨を行うものではなく、また、住金物産の株主やその他の者に対して、住金物産の株式の譲渡、譲受その他これらに関連する事項について何ら勧誘若しくは推奨するものではありません。ＳＭＢＣ日興証券の意見は、当該意見の提出日現在において有効な経済、市場及びその他条件、並びにＳＭＢＣ日興証券が同日までに入手した情報に基づいております。

一方、野村證券は、両社普通株式それぞれについて市場株価が存在していることから市場株価平均法による算定を行うとともに、両社について類似会社比較法及びDCF法による算定を行いました。なお、下記の合併比率のレンジは、住金物産の普通株式１株に割り当てられる日鐵商事の普通株式数の算定レンジを記載したものです。

採用手法	合併比率の算定結果
市場株価平均法（基準日①）	1.056～1.076
市場株価平均法（基準日②）	1.044～1.218
類似会社比較法	0.955～1.439
DCF 法	0.990～1.269

なお、市場株価平均法については、平成25年4月25日を算定基準日（以下「基準日①」という。）として、基準日①の株価、基準日①から遡る１週間の終値平均株価、基準日①から遡る１ヶ月間の終値平均株価、基準日①から遡る３ヶ月間の終値平均株価、基準日①から遡る６ヶ月間の終値平均株価、並びに「住金物産株式会社と日鐵商事株式會社の経営統合に向けた検討開始について」が公表された平成25年2月7日を算定基準日（以下「基準日②」という。）として、基準日②の株価、基準日②から遡る１週間の終値平均株価、基準日②から遡る１ヶ月間の終値平均株価、基準日②から遡る３ヶ月間の終値平均株価、基準日②から遡る６ヶ月間の終値平均株価を採用致しました。

野村證券は、合併比率の算定に際して、提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社とその関係会社の資産又は負債（偶発債務を含む。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。野村證券の合併比率の算定は、平成25年4月25日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、両社の財務予測については、日鐵商事の経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に作成又は検討されたことを前提としております。

また、野村證券は、下記（５）「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、日鐵商事の取締役会からの依頼に基づき、平成25年4月26日付にて、上記の前提条件その他一定の前提条件のもとに、本合併比率が、日鐵商事にとって財務的見地から妥当である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を日鐵商事に提出しております。

なお、日鐵商事が各第三者算定機関に対して提出したDCF法による算定の基礎となる将来の利益計画においては、対前年度比較において大幅な増益となる事業年度が含まれています。これは主として、円安等外部環境の改善、復興需要の取り込み等による10%程度の鋼材販売数量の増加、鋼材販売価格の上昇等の要素を見込んでいるためです。

住金物産の利益計画においては、対前年度比較において大幅な増益となる事業年度が含まれておりません。

（２）算定の経緯

住金物産は、ＳＭＢＣ日興証券より受領した合併比率算定書を参考に、日鐵商事は、野村證券より受領した合併比率算定書を参考に、それぞれ各社の財務の状況、資産の状況、将来の事業・業績見通し等の要因を総合的に勘案し、両社で合併比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、本日、最終的に本紙３．（２）記載の本合併比率が妥当であるとの判断に至り、合意・決定致しました。

（３）財務アドバイザーとの関係

住金物産の財務アドバイザーであるＳＭＢＣ日興証券、日鐵商事の財務アドバイザーである野村證券は、それぞれ住金物産及び日鐵商事の関連当事者には該当せず、本合併に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

（４）上場廃止となる見込み及びその事由

本合併に伴い、住金物産の普通株式は、平成25年9月26日を目途に、金融商品取引所の上場廃止基準により上場廃止となる予定です。本合併にあたり、住金物産の株主に対価として交付される日鐵商事の普通株式は株式会社東京証券取引所市場第一部に上場されております。

（５）公正性を担保するための措置

住金物産は、合併比率算定書の受領に加え、平成25年4月26日付にて、ＳＭＢＣ日興証券から、上記（１）記載の前提条件その他一定の前提条件のもとに、合意された合併比率が住金物産の株主にとって財務的見地から妥当又は公正である旨の意見書（いわゆる「フェアネス・オピニオン」）を取得しています。また、日鐵商事は、合併比率算定書の受領に加え、平成25年4月26日付にて、野村證券から、上記（１）記載の前提条件その他一定の前提条件のもとに、合意された合併比率が日鐵商事にとって財務的見地から妥当又は公正である旨の意見書（いわゆる「フェアネス・オピニオン」）を取得しています。

（６）利益相反を回避するための措置

本合併にあたって、住金物産と日鐵商事との間には特段の利益相反関係は生じないことから、特別な措置は講じておりません。

以 上